

伊豆市運動施設条例（平成16年4月1日条例第89号）

最終改正:令和3年3月29日条例第6号

改正内容:令和3年3月29日条例第6号〔令和3年3月29日〕

○伊豆市運動施設条例

平成16年4月1日条例第89号

改正

- 平成16年6月28日条例第191号
- 平成17年7月1日条例第24号
- 平成17年9月30日条例第26号
- 平成19年3月26日条例第10号
- 平成19年3月26日条例第12号
- 平成19年9月28日条例第27号
- 平成22年6月29日条例第19号
- 平成24年3月22日条例第12号
- 平成26年3月28日条例第1号
- 平成27年3月23日条例第19号
- 平成27年6月24日条例第28号
- 平成28年10月4日条例第36号
- 平成30年10月2日条例第27号
- 令和元年7月1日条例第2号
- 令和2年3月16日条例第5号
- 令和3年3月29日条例第6号

伊豆市運動施設条例
（設置）

第1条 市民にスポーツの場を提供し、市民の健康の増進を図り、有意義な余暇活動を促進し、併せて市民の連帯意識を高めるため、伊豆市運動施設（以下「運動施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 運動施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称		位置
グラウンド	修善寺グラウンド	伊豆市柏久保995番地
	狩野グラウンド	伊豆市青羽根89番地
	中伊豆グラウンド	伊豆市八幡860番地
	白岩グラウンド	伊豆市上白岩367番地の1
屋内施設	狩野ドーム	伊豆市青羽根89番地
	中伊豆社会体育館	伊豆市上白岩420番地の1
	土肥社会体育館	伊豆市土肥627番地の2
プール	狩野プール	伊豆市青羽根89番地
	中伊豆室内温水プール	伊豆市上白岩828番地の2
弓道場	中伊豆弓道場	伊豆市八幡371番地の1

（供用日及び供用時間）

第3条 運動施設の供用日及び供用時間は、教育委員会規則で定める。

（利用の承認）

第4条 運動施設を利用しようとする者は、伊豆市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、施設の管理及び運営のために必要な限度において、条件を付することができる。

（利用の不承認）

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動施設の利用を承認しないことができる。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2） 運動施設の管理及び運営上支障があると認めるとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、その利用が不適當と認めるとき。

（利用の承認の取消し等）

第6条 教育委員会は、第4条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は利用を制限することができる。

- （1） 前条各号に掲げる理由が生じたとき。
- （2） 第4条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- （3） 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。

（使用料の納付）

第7条 利用者は、別表第1から別表第4までに定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、屋外の運動施設及び教育委員会が指定する運動施設にあっては、当該施設の利用後指定された納期限までに当該使用料を納付することができる。

（使用料の減免）

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

（損害賠償の義務）

第10条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により運動施設の施設、設備若しくは備品を破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その破損又は滅失がやむを得ない理由によるものと市長が特に認めたときは、この限りではない。

(指定管理者による管理)

第11条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体が教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、別表第5左欄に掲げる施設(以下「指定管理施設」という。)の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 指定管理施設の管理に関する業務の範囲は、別表第5左欄に掲げる施設の区分に応じ、同表右欄に掲げるとおりとする。

(利用料金の納付)

第12条 指定管理者が前条第2項の規定により行う第4条第1項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第6に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第14条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、還付することができる。

(指定管理者の事業報告)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後、教育委員会規則で定めることにより事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の修善寺町教育施設使用料徴収条例(昭和51年修善寺町条例第13号)、修善寺町運動場設置条例(昭和51年修善寺町条例第14号)、土肥町立テニスコートの設置及び管理に関する条例(平成5年土肥町条例第11号)、天城湯ヶ島町社会体育施設の管理条例(平成3年天城湯ヶ島町条例第6号)又は中伊豆町運動施設の設置、管理及び使用料に関する条例(平成11年中伊豆町条例第25号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年6月28日条例第191号)

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成17年7月1日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条及び第8条ただし書の改正規定(「教育委員会」を「市長」に改める部分に限る。)並びに別表第2の備考の改正規定 公布の日

(2) 別表第2狩野ドームの項の改正規定 平成17年9月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の伊豆市運動施設条例(以下「旧条例」という。)の規定により天城温泉プール及び中伊豆室内温水プール(以下「プール施設」という。)の利用の承認を受けている者は、改正後の伊豆市運動施設条例(以下「新条例」という。)の規定により指定管理者がしたプール施設の承認とみなす。

3 この条例の施行前に旧条例の規定により教育委員会が利用の承認をしたプール施設の使用料の額については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例の規定により発行されているプール施設の回数券は、新条例の規定により指定管理者が発行した回数券とみなす。

附 則(平成17年9月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成19年3月26日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の伊豆市都市公園条例(以下「旧条例」という。)の規定により市長がした許可その他の行為(改正後の伊豆市都市公園条例(以下「新条例」という。)別表第4左欄に掲げる狩野川記念公園についてした同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。)及び附則第5項の規定による改正前の伊豆市運動施設条例(平成16年伊豆市条例第89号。以下「旧施設条例」という。)の規定により市長又は教育委員会がした承認その他の行為(狩野川記念公園についてした同条例第4条から第8条までに規定する行為に限る。)は、新条例の相当規定に基づいて狩野川記念公園の指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。)がした許可その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為(新条例別表第4左欄に掲げる狩野川記念公園についてされた同表右欄に掲げる業務に係るものに限る。)及び旧施設条例の規定により教育委員会に対してされている申請(狩野川記念公園についてされた同条例第4条及び第8条の規定に基づく申請に限る。)は、新条例の相当規定に基づいて、狩野川記念公園の指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 新条例第20条第2項の規定による市長の承認があるまでの間は、新条例別表第5に定める運動施設の額を同項の規定により市長の承認を得た利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。)の額とみなす。

附 則(平成19年9月28日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の伊豆市運動施設条例(以下「旧条例」という。)の規定により修善寺グラウンド及び修善寺体育館(以下「施設」という。)の利用の承認を受けている者は、改正後の伊豆市運動施設条例(以下「新条例」という。)の規定により指定管理者がした施設の承認とみなす。

3 この条例の施行前に旧条例の規定により教育委員会が利用の承認をした施設の使用料の額については、なお従前の例による。

- 4 第12条第2項の規定による市長の承認があるまでの間は、新条例別表第6に定める額を同項の規定により市長の承認を得た利用料金（法第244条の2第8項の利用料金をいう。）の額とみなす。
- 附 則（平成22年6月29日条例第19号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成24年3月22日条例第12号）
この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則（平成26年3月28日条例第1号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例（第3条、第12条、第13条、第15条及び第16条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等について適用し、施行の日の前日までの使用、利用又は占用の許可等に係る使用料、利用料金若しくは占用料等については、なお従前の例による。
- 附 則（平成27年3月23日条例第19号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の狩野ドームの使用に係る使用時間及び使用料の額に適用し、施行の日の前日までの狩野ドームの使用に係る使用時間及び使用料の額については、なお従前の例による。
- 附 則（平成27年6月24日条例第28号）
この条例は、平成27年7月1日から施行する。
- 附 則（平成28年10月4日条例第36号）
（施行期日）
- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の伊豆市運動施設条例（以下「旧条例」という。）の規定により狩野グラウンド及び狩野ドーム（附帯設備器具を含む。以下「施設等」という。）の利用の承認を受けている者は、改正後の伊豆市運動施設条例（以下「新条例」という。）の規定により指定管理者がした施設等の承認とみなす。
- 3 この条例の施行前に旧条例の規定により教育委員会が利用の承認をした施設等の使用料の額については、なお従前の例による。
- 4 第12条第2項の規定による市長の承認があるまでの間は、新条例別表第6に定める額を同項の規定により市長の承認を得た利用料金の額とみなす。
- 附 則（平成30年10月2日条例第27号）
この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第3備考及び別表第6の3 プール利用料金の表備考の改正規定は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和元年7月1日条例第2号抄）
（施行期日）
- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
（準備行為）
- 2 この条例（第1条、第4条、第8条、第12条、第16条から第18条まで、第21条及び第22条、第32条並びに第36条の規定に限る。以下この項において同じ。）の施行に伴って必要となる地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項後段の承認は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による利用料金の範囲内で行うことができる。
- 附 則（令和2年3月16日条例第5号）
（施行期日）
- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の伊豆市運動施設条例（以下「旧条例」という。）の規定により修善寺グラウンドの利用の承認を受けている者は、改正後の伊豆市運動施設条例の規定により教育委員会がした施設の承認とみなす。
- 3 この条例の施行前に旧条例の規定により指定管理者が利用の承認をした施設等の利用料金の額については、なお従前の例による。
- 附 則（令和3年3月29日条例第6号）
この条例は、公布の日から施行する。（後略）

別表第1(第7条関係)
グラウンド等使用料

施設名	時間別	使用料
修善寺グラウンド	5時～8時	520円
	8時～12時	1,040円
	12時～17時	1,040円
	17時～19時	520円
	19時～21時	520円
中伊豆グラウンド	8時～12時	1,040円
	13時～17時	1,040円
	18時～21時	520円
白岩グラウンド	8時～12時	1,040円
	13時～17時	1,040円
上記の夜間照明施設	30分単位	1,360円

備考 「市民又は市内の事業所に勤務する者」以外の者が利用する場合は、この表に定める額(夜間照明施設の使用料を除く。)に2を乗じて得た額を使用料の額とする。

別表第2(第7条関係)
屋内施設使用料

施設名	区分	午前	午後	夜間	摘要
		8時～12時	13時～17時	18時30分～21時30分	
中伊豆社会体育館	全面利用	2,090円	2,090円	2,090円	
	片面利用	1,040円	1,040円	1,040円	
	2階広場	520円	520円	520円	
土肥社会体育館	全面利用	1,040円	1,040円	1,040円	夜間18時～21時

備考

- 1 「市民又は市内の事業所に勤務する者」以外の者が利用する場合は、この表に定める額に2を乗じて得た額を使用料の額とする。
- 2 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含むものとする。

別表第3(第7条関係)
プール使用料

施設名	区分	午前	午後	摘要
狩野プール	7月～8月	10時～12時 一般 210円 児童生徒 100円	13時～16時 一般 210円 児童生徒 100円	

- 備考
- 1 「児童生徒」は、幼児(3歳以上)、小学校及び義務教育学校の前期課程の児童並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び高等学校の生徒をいう。
 - 2 「市民又は市内の事業所に勤務する者」以外の者が利用する場合は、当該使用料の額に2を乗じて得た額を使用料の額とする。

別表第4(第7条関係)

中伊豆弓道場使用料

施設名	時間別	使用料
中伊豆弓道場	8時～12時	520円
	13時～17時	520円
	18時～21時30分	520円

別表第5(第11条関係)

施設名	業務の範囲
狩野グラウンド 狩野ドーム 中伊豆室内温水プール	(1) 第4条第1項の規定による利用の承認及び同条第2項の規定による条件の付与 (2) 第5条の規定による利用の不承認 (3) 第6条の規定による承認の取消し又は利用の制限 (4) 当該運動施設の維持管理に関する業務 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、当該運動施設の管理に関して教育委員会が必要と認める業務

別表第6(第12条関係)
1 グラウンド等利用料金

施設名	時間別	利用料金	摘要
狩野グラウンド	6時～7時30分	520円	9月から3月まで 18時30分～21時
	8時～12時	1,040円	
	13時～17時	1,040円	
	17時～18時30分	520円	
	19時～21時30分	520円	
上記の夜間照明施設	30分単位	1,360円	

備考「市民又は市内の事業所に勤務する者」以外の者が利用する場合は、この表に定める額(夜間照明施設の利用料金を除く。)に2を乗じて得た額を利用料金の額とする。

2 屋内施設利用料金
(1) 狩野ドーム

区分	午前	午後	夜間	
	9時～12時	13時～17時	17時～19時	19時～21時
全面利用	9,420円	12,570円	4,190円	8,380円
半面利用	4,710円	6,280円	2,610円	5,230円
3分の1面利用	3,140円	4,190円	2,090円	4,190円
10分の1面利用	940円	1,250円	940円	3,140円
多目的室	520円	520円	520円	520円
トレーニングルーム	1回 100円			

- 備考
- 1 興行、営業等で利用する場合は、この表に定める額に40を乗じて得た額を利用料金の額とする。
 - 2 「市民又は市内の事業所に勤務する者」以外の者が利用する場合(備考1に定める場合を除く。)は、この表に定める額に2を乗じて得た額を利用料金の額とする。
 - 3 利用のための準備及び原状回復のための時間は、利用時間に含むものとする。
 - 4 トレーニングルームの利用は、教育委員会が実施する講習を受けた者に限るものとする。
- (2) 狩野ドーム附帯設備器具

区分	単位	利用料金
拡声装置	1式	1,040円
テニスラケット	1本	310円
卓球ラケット	1本	310円
バドミントンラケット	1本	310円

3 プール利用料金

利用区分		利用料金	
施設名	区分	午前9時から午後8時まで	
中伊豆室内温水プール	プール	一般	1人1回につき 410円
			回数券 6回券 2,090円
		児童生徒	1人1回につき 210円
			回数券 12回券 2,090円
	トレーニングルーム	一般	1人1回につき 210円
		児童生徒	回数券 12回券 2,090円

備考「児童生徒」は、幼児(3歳以上)、小学校及び義務教育学校の前期課程の児童並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び高等学校の生徒をいう。